

# 安芸広域市町村圏事務組合財政調整基金条例

(平成 5 年 7 月 20 日 条例第 1 号)

改正 平成 26 年 7 月 30 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 広域活動事業計画の実施並びに健全な財政運営を確保するため、財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金)

第 2 条 基金は、安芸広域市町村圏事務組合予算(以下「組合予算」という。)並びに歳計剰余金の範囲内において設定する。

(運用基金の処理)

第 3 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第 1 条の目的を達成するために行う事業の財源に充てるものとする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 5 条 基金の処分は、それぞれ年度ごとに必要とする額をその年度の組合予算に繰り入れる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 7 月 30 日から適用する。